

姫路市立峰相小学校

いじめ防止基本方針



令和5年 4月

姫路市立峰相小学校

目 次

はじめに.....	2
I いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	3
II いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	3
1 いじめの定義	
2 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢	
3 いじめの理解	
4 いじめの態様	
5 いじめが見えにくいのは	
6 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成	
7 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割	
III いじめの防止等に関する本校の対策.....	6
1 いじめの防止等のための組織	
2 未然防止	
3 早期発見	
4 早期対応	
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
6 関係機関との連携	
IV 重大事態への対処.....	1 2
1 重大事態の意味	
2 学校又は教育委員会による調査	
V いじめの防止等の検証及び見直し.....	1 4
1 実施状況の報告	
2 総合的な検証	
別紙1	年間指導計画
別紙2	「1 いじめられた児童のサイン」 「2 いじめた児童のサイン」
別紙3	「1 教室でのサイン」 「2 家庭でのサイン」
別紙4	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）
別紙5	重大事態対応フロー図
別紙6	「いじめの訴えを受けた時」 「いじめられた児童とその保護者への支援」
別紙7	「いじめた児童への指導又はその保護者への支援」 「いじめが起きた集団への働きかけ」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であります。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

本校では、「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許されない」という認識の下、道徳・人権教育や特別活動を中心に継続的に「いじめ追放・仲間づくり」に取り組んでまいりました。さらに、小中一貫教育や異校種間の連携を通して学力の向上と人間関係力の育成を図る中で、いじめの克服に向けた取組を推進しております。

このような中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）」が施行され、国と学校にいじめ防止基本方針の策定が義務づけられました。そして、平成25年3月に「兵庫県いじめ防止基本方針」が、7月には「姫路市いじめ防止基本方針」が策定され、平成29年には改定が行われました。

そこで、これまでの本校におけるいじめの問題への取組を再度見直し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「姫路市立峰相小学校いじめ防止基本方針」を策定、改定を行いました。これに基づき、学校・家庭・地域社会が協働し、いじめの克服に向け、強い決意を持って取り組んでまいります。

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 1 いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- 2 いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら放置することが決してないようすることを目指さなければならない。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。けんかやふざけあいであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

《 分 類 》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
<input type="checkbox"/> ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	▶脅迫、名誉毀損、侮辱
<input type="checkbox"/> イ 仲間はずれ、集団による無視	
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
<input type="checkbox"/> ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	▶暴行
<input type="checkbox"/> エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	▶暴行、傷害
<input type="checkbox"/> オ 金品をたかられる	▶恐喝
<input type="checkbox"/> カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	▶窃盗、器物破損
<input type="checkbox"/> キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	▶強要、強制わいせつ
<input type="checkbox"/> ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	▶名誉毀損、侮辱

5 いじめが見えにくいのは

- (1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

6 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

(1) 小学校低学年

ア 善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。

イ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、温かい心で相手に接する態度を養う。

(2) 小学校高学年

ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。

イ 公德心を持って法や決まりを守る態度を育成する。

7 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して児童一人一人の成長を促すことが重要である。

(1) 学校の役割

ア 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。

イ 学級活動、児童会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業等を通して、児童に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の活用についてのルールづくり等に取り組ませる。

ウ 児童に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。

エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。

オ 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。

カ 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

(2) 家庭の役割

ア 「児童は家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかりと認識したうえで家庭教育を進める。

イ 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。

ウ 児童が自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。

エ 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、我が子がいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。

オ 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等などのツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

(3) 地域社会の役割

ア 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の児童は地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。

イ 地域行事や伝統行事を通して、児童に自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。

ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。

エ 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて児童の標となり得るよう努める。

Ⅲ いじめの防止等に関する本校の対策

1 いじめの防止等のための組織

(1) いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。この会は、毎月第4水曜日の校内委員会後の時間に開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員は、生徒指導委員会の構成員に準ずる者とする。
(校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

(3) 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や年間指導計画の作成 (※別紙1参照)

(イ) 具体的で実効性のある校内研修の企画

(ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組 (※別紙2、3参照)

(エ) いじめが生じた際の組織的な対応 (※別紙4、5参照) (※別紙6、7参照)

(オ) いじめ事案の事実関係の把握といじめか否かの判断

(カ) 児童に対する指導体制・対応方針の決定

(キ) 保護者や地域社会への情報提供

(ク) いじめの防止等についての取組の検証、改善等

(ケ) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

2 未然防止

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

未来を担う児童に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたり、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道徳教育の要となる「道徳の時間」を充実させる。

また、自他の大切さを認め合い尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」	
◇「そうか、それはいいところに気がついたね。」	
◇「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」	
◇「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」	
◇「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」	
◇「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」	
◇「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」	
小学生の心に残ることば	
◇あなたの気持ち、先生にも分かるよ。	◇さわやかなあいさつだね。
◇そういう考え方もあるね、よく考えたね。	◇約束だよ、信じてるから。
◇ここがいいね、これがいいね。	◇あなたが必要なんだ。
◇幸せになってほしいからだよ。	
◇大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。	
◇あきらめないでいっしょに努力していきましょう。	

(3) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中特別支援一貫・連携教育の推進

姫路市が作成した小中一貫教育標準カリキュラムを活用し、小中特別支援学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子どもたちを育成する取組を進める。

(5) 校内研修の充実

「いじめを許さない学校づくり」や「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童理解を深める。

なお、体罰は、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

(6) 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

(7) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

3 早期発見

(1) 児童の実態把握

学期に1回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、スクールカウンセラー等や養護教諭との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知する取組を進める。

① 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

② 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～ ※別紙2、3参照（再掲）

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③ 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

スクールダイアリー等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。

⑤ アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学級の実情に応じて配慮する。選択・記述等、生活実態調査に含めるなど、児童生徒が記入しやすい形態で実施する。

(2) 教職員のいじめに気づく力を高める

① 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢を大切にする。

② 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

(3) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラー等と連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、保健室等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラー等や養護教諭との情報連携を進める。

ア スクールカウンセラー等の活用

児童や保護者にカウンセリングを実施し、児童の不安の軽減や保護者の児童理解の深化を図る。

イ 養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児童と保健室で関わることが多い。そこで、担任やスクールカウンセラー、生徒指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

(4) 家庭や地域社会との連携

① 家庭や地域社会への啓発

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、保護者研修会やホームページ、学校だより等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。

② 家庭や地域社会からの協力

多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、法第23条第1項目に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、校長が迅速に「いじめ対策委員会」を招集し、以下の点に留意して組織的に対応する。**※別紙4参照（再掲）**

(1) いじめ対応の基本的な流れ

① 正確な事実把握

- ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
- イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

② 指導体制、方針の決定

- ア 指導のねらいを明確にする。
- イ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

③ 児童への指導・支援

※別紙6、7参照（再掲）

- ア いじめを受けた児童や、情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。
- エ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

④ 保護者との連携

- ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

⑤ 事後の対応

- ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う必要があります。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- ◆誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

要注意

子どもの個人情報
は、その取扱いに
十分に注意す
ること

(3) いじめの解消

単に謝罪をもって容易に解消とせず、少なくとも2つの要件が満たされていることを確認する。

- ①心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- ②いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

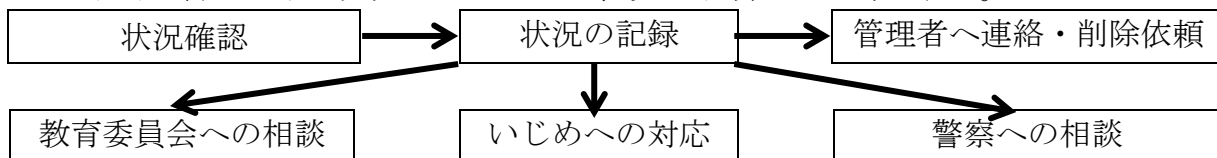
教職員は、インターネットや携帯電話等の特殊性による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図りながら、学校における情報モラル教育を推進する。

さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。また、児童及び保護者向けに啓発資料

を配布するなど、情報提供を行うとともに、ネット環境の現状や、家庭においてルールづくりを行うことの大切さを周知する。

「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

※ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応する。



6 関係機関との連携

(1) 警察との連携

管理職や生徒指導担当教員等を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

(2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

(3) 法務局との連携

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

(4) 医療機関との連携

いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

IV 重大事態への対処

※別紙5参照（再掲）

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

2 学校又は教育委員会による調査

(1) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 調査主体について

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

(3) 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

学校に設置している「いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事案の態様に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。教育委員会は「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。当該いじめ事案の態様によって、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

学校又は教育委員会は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

V いじめの防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめの防止等の対応については、実施状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえ、「いじめ対策委員会」において毎年度実施状況を確認・評価した上で、必要な見直しをする。

2 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途に「いじめ対策委員会」において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。